

現代日本論概論「現代日本における家族」

2年生対象: 2010年度前期 (3セメスター: 授業コード=L32103)
<火1>文学部 701 教室

『講義概要』 p. 161 記載内容

講義題目: 現代日本における家族

◆到達目標: (1) 家族研究の基礎的な概念と理論を理解する; (2) 実証的データに基づいて現代日本における家族の現状を把握する

◆授業内容・目的・方法: 「家族」をめぐる問題は、さまざまな学問領域で研究対象となっています。この授業では、社会学を中心に、法学・経済学・人口学などにおける家族研究の成果を概観したうえで、現代日本社会における家族問題について考えていきます。トピックとしては、親族関係の分析、家族の形態と制度、結婚と離婚、出生と育児、ライフコースからみた家族、人口変動と家族などをとりあげます。

◇教科書: 神原文子 (ほか編) (2009) 『よくわかる現代家族』ミネルヴァ書房。

◇成績評価の方法: 授業中の課題 (30%)、中間試験 (35%)、期末試験 (35%) を合計して評価する。

教科書以外の参考文献

- 山田昌弘 (1994) 『近代家族のゆくえ: 家族と愛情のパラドックス』新曜社。
- 利谷信義 (2005) 『家族の法』有斐閣。
- 和田光平 (2006) 『Excel で学ぶ人口統計学』オーム社。
- 八代尚宏 (1993) 『結婚の経済学』二見書房。
- 藤見純子・西野理子 (編) 『現代日本人の家族: NFRJ からみたその姿』有斐閣。

授業の概要

1. イントロダクション (4/13)
2. 親族と家族 (4/20) [I-1]
3. 家族の法 (1): 夫婦関係 (4/27) [XI-1]
4. 家族の法 (2): 親子関係 (5/11) [XI-3]
5. 家族の法 (3): 離婚・離縁・相続 (5/18) [XI-2]
6. 人口と家族 (1): 人口学の考えかた (5/25)
7. 人口と家族 (2): 結婚と出生 (6/1) [VI-3]
8. 人口と家族 (3): ライフサイクルの変化 (6/8) [VI-4] [このあたりで中間試験]
9. 家族の経済学 (1): 生産と分配 (6/15)
10. 家族の経済学 (2): 産業・職業・家事労働 (6/29) [III-10]
11. 家族変動 (1): 近代家族の誕生 (7/6) [III-5]
12. 家族変動 (2): 現代の家族問題 (7/13)
13. 期末試験 (7/20)

※ () 内の日付は、学期前のおおよその計画をあらわしているが、実際の授業の進行状況によって前後にずれることがある。

※ [] 内は、教科書の章番号。

予備知識の調査：解答例

(1) 「核家族」(nuclear family) とは何か。簡単に説明せよ。

夫婦と未婚の子供のセットのこと。

(2) 「M字型曲線」(M-shaped curve) とは何か。簡単に説明せよ。

女性の年齢階級別の労働力率（または就業率）のグラフを描くと、両側にふたつの山があってその間が落ち込んだ形になる。この形がアルファベットの「M」に似ているため、「M字型曲線」と呼ばれる。

(3) 民法（1947年法律222号）の第1編～第5編にはそれぞれどのようなタイトルがついているか。

第1編: 総則

第2編: 物権

第3編: 債権

第4編: 親族

第5編: 相続

(4) 「平均寿命」(average lifespan) とは何か。計算方法をふくめて説明せよ。

出生から死亡までの時間の長さを「寿命」という。寿命は人によってちがうが、その平均値が「平均寿命」である。通常、ある年の年齢別死亡率をもとにして、それが不変であるという仮定の下での「生命表」を描き、そこから寿命の分布（＝何歳で死亡する人が何人いるか）を求めて平均を計算する。

第2講 親族と家族 (4/20)

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[今回のテーマ] 教科書 I-1 の内容を理解する

1 課題について

1.1 今回の課題

- 教科書 I-1 を読み、各自でわからない語句や文章を用紙左側に抽出
- そのあとの討論や講義を聴いてわかったことを用紙右側に書く
- 左右の対応関係がわかるようにすること (矢印でむすぶ、番号を対応させるなど)

1.2 授業時間内課題についての注意事項

授業の前半と後半にそれぞれ構想・執筆のための時間を設ける。授業時間内に完成させて提出すること。課題用紙は表面だけを使う。裏面には何も書いてはならない。

常体 (「である」体) で、きれいな読みやすい字で書くこと。ことばの誤用や誤字がないように注意すること。国語辞典 (電子辞書でよい) を常備することがのぞましい。

下書きのための用紙は各自で用意する。ノートでもよいし、大きい紙やカードを用意してもよい。また、執筆中の推敲が必須になるので、鉛筆 (またはシャープ・ペンシル) と消しゴムで書くことがのぞましい。

教科書と配布資料のほか、何でも参照してよい。ただし、何を参照したかをかならず書くこと。教科書については、参照したページを書く。

提出前にならず誰かにみせて意見をもらうこと。意見をもらった相手と意見の内容を用紙下部の該当欄に書く。

用紙下部の「教員宛メッセージ」欄には、授業に関する感想・質問・意見、次回以降の欠席の連絡などを書く (採点対象外)。

提出された課題用紙は、採点のあと、つぎの回に返却する。修正の指示がある場合は書きなおして再提出すること (そのつぎの授業時または学期末)。修正の指示がないばあいも、書きなおして再提出してもよい (採点結果には影響しない)。いずれの場合も、書きなおし前のものと書きなおし後のものの両方を提出すること。

欠席・早退などのために提出できなかった場合は、後日提出してもよい (減点の対象になる)。なお、用紙は <http://www.sal.tohoku.ac.jp/~tsigeto/brd.pdf> から入手できる。

学期末にすべての課題をまとめて再提出してもらうので、いったん返却された課題用紙をきちんと保管しておくこと。

2 「家族」制度に関するふたつの問題

私たちは、ある範囲の人々をひとまとめにしてひとつの「家族」としてあつかい、特殊な権利と義務をあたえている。

- 家族の範囲はどうやって決まるのか?
- 家族 (の成員) には、体内的・対外的にどのような権利と義務があたえられているか?

3 親族関係用語

3.1 親族

「親族」(relative; kin; kinship) とは …… 親子関係と夫婦関係でたどれる間柄の人々のこと

- (1) 親子関係だけでたどれる範囲の人々を「血族」(consanguinity)、夫婦関係をたどらないとたどりつけない人々を「姻族」(affinity) という。
- (2) 親族のうち、世代的に上の者を「尊属」(ascendant)、下の者を「卑属」(descendant) という。
- (3) 世代を上または下に一方的に進んでたどり着ける場合を「直系」(lineal)、折り返さないとたどりつけない場合を「傍系」(collateral) という。
- (4) 親族関係の近さをあらわすのに「親等」(degree) を用いる。これは、親子関係を何回経由するとその人にたどり着けるか、その回数を数えるものである (ローマ法方式)。

【問題】 「孫」「祖父母」「きょうだい」「義理のきょうだい」「しゅうと」「いとこ」について、上記の (1)~(4) にしたがって分類してみよう。

3.2 家系図 (family tree) による表現

- 女性が○、男性が△
- 尊属が上、卑属が下
- 夫婦関係は横の二重線 (=)
- 親子関係は縦の単線 (|)、ただし子供が複数のときは枝分かれした櫛型の線にする

4 家族形成規範

親族関係に基づいてひとまとまりの親族の範囲を確定するルールが制度として確立している場合、そのルールのことを「家族形成規範」という。

4.1 夫婦家族制 (conjugal family system)

複数の夫婦をふくんではならないというルール。(俗に「核家族制」と呼ばれることもある) このルールのもとでは、つぎのような「家族」が生じる。

- 夫婦のみ
- 夫婦と未婚子
- 片親と未婚子
- 未婚のきょうだいのみ

4.2 直系家族制 (stem family system)

夫婦が各世代に1組ずつふくまれるべきとするルール。このルールのもとでは、夫婦同士は直系の関係にある。傍系の関係にある夫婦が同一の家族に入ることはない。

4.3 複合家族制 (joint family system)

傍系の関係にある夫婦をふくんでもよいとするルール。このルールのもとでは、傍系の関係 (たとえばきょうだい同士) の夫婦を多数ふくんだ大規模な家族が形成される。

5 民法と戸籍法

5.1 日本における家族法の歴史

親族関係を規定する法体系のことを「家族法」(family law) という。古い用語では「身分法」「人事法」ともいう。また、相続に関する部分を「相続法」と呼び、それ以外の部分を「親族法」と呼んで区別することがある。

日本の家族法に関する年表 (有地, 2005, pp. 4-11)

1868: 明治維新

1872: 戸籍法 施行 (=「壬申戸籍」)

1890: 民法 制定 → 民法典論争 → 施行されないまま廃止

1898: 再度の民法制定 (=「明治民法」)

1945: 連合軍による占領 (~1951)

1947: 民法・戸籍法 改正 (=現行民法・戸籍法)

5.2 明治民法と戸主制度

教科書 XI-7, XI-8 参照

- 全国民を登録するデータベースとしての「戸籍」編成 → 「家」を単位とする
- 「家」を運営する責任者としての「戸主」(家産に関する権限、成員の結婚等についての許可権)
- 戸主以外の成員を「家族」と呼んでいた (明治民法 732条)

5.3 現行法における戸籍

戦後改革と民法・戸籍法改正

- 戸主の廃止 → 「筆頭者」
- 夫婦家族制の戸籍 → 3代戸籍の禁止
- 本籍地と「氏」をインデックスとする親族関係データベース

5.4 親子関係

- 嫡出子と非嫡出子 = 結婚している両親から産まれたかどうかによる区別
- 養子縁組 = 血縁関係の擬制
- 継親子関係 (stepfamily) = 配偶者の子は自分の子とは限らない

6 生活構造と家族

6.1 世帯とは

居住と生計を共にする集団を「世帯」(household) と呼ぶ。

測定しやすいので、事実上「家族」概念の代用として、研究/政策上つかわれてきた。

6.2 地理的移動と家族

別々に暮らしていると別世帯か?

- 一時的な別居の場合 (単身赴任、進学、留学など)
- 「2世帯住宅」
- 近居の場合
- 行政や社会保障における世帯のあつかい (例: 遠隔地被保険者証)

7 参考文献

森岡 清美 (1983) 『家族社会学入門』(新版) 有斐閣.

有地 亨 (2005) 『家族法概論』(新版 補訂版) 法律文化社.

第3講 家族の法 (1): 夫婦関係 (4/27)

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[今回のテーマ] 結婚制度の仕組みとそれに伴う法的な権利・義務を理解する

1 前回課題について

- 他の人に必ずみせて意見をもらうこと。その内容は用紙下部の該当欄に記入する。

1.1 家族形成規範

- 夫婦家族制・直系家族制・複合家族制
- 居住規則 (教科書 X-2) はなぜ重要か → 世帯
- 昔はともかく、いまの戸籍は単なる親族関係データベースである → なぜ戸籍がそんなに重要視されるのか? 「社会の基本的単位」(教科書 p. 4) とは?
- 姓の問題

1.2 「イエ」(家) 制度とは

明治期以前の日本社会に広く見られた家族制度。子供のうちだれか一人があとをついでいく「直系制」の家族制度である。

- 家長による統率
- 家族そのものに属する財産 (家産)
- 家職または家業
- 世代を超えた家族の存続と繁栄
- 系譜の保持と先祖祭祀

ただしこれにもさまざまな変種があり、地方によって、また社会層によって制度がちがっていた。明治政府は、全国の調査をおこなって親族・家族に関する慣行を調べた上で、統一的な家族制度を成立させた (教科書 III-2)。

- 戸籍による管理
- 戸主 (= 家長)
- 財産の管理や家族の身分関係の設定などに関する「戸主権」
- 原則として、長男による単独相続

敗戦後の一連の改革によって、このイエ制度は廃止された。

1.3 きょうだい

「兄弟」「姉妹」と書くと、性別が男性または女性に限られてしまう。性別を限定しない場合に「きょうだい」または「キョウダイ」と書くことがある。

1.4 ステップファミリー (stepfamily)

継親子関係を含む家族のこと (教科書 VIII-5)。養子縁組によって実親子関係に移行することも多い。

1.5 主観・客観・相互主観

社会科学の研究対象は、厳密な意味では「客観的」(objective) でない。

相互主観 (intersubjectivity): 主観的な認識が複数の人々の間で一致しており、それがコミュニケーションの中で確認される状態。「間主観」「共同主観」ともいう。

「○○とは何か」という問いは、「○○について人々の間でどのような相互主観が成立しているか」という問いにほかならない。

2 今回の課題

結婚によって生じる法律上の権利と義務について説明せよ。

- 課題用紙の回答欄のすくなくとも左半分を埋めること
- きちんとした文章のかたちに仕上げる
- 教科書の参照箇所: XI-1, VI-2, XIV-2 など

3 「結婚」とは

「結婚」(marriage) という制度は、全世界のほとんどの人類社会に存在する。

- 性関係の排他性
- 子供の父親の確定
- 経済的な共同性

しかし、その内容は社会によっておおきくちがう。結婚相手の人数 (単婚/複婚)、結婚できる相手の範囲、結婚にともなう権利と義務、結婚の成立条件、離婚制度など。

3.1 日本社会における結婚

法律婚 (婚姻): 法律上の「婚姻」は「婚姻届」を出すことで成立する。

事実婚 (内縁): 婚姻届を出してなくても、2人による実質的な共同生活が営まれている場合も、婚姻に準じてあつかわれることが多い。ただし、相続権などについては、法律上の婚姻とは区別される。

事実婚についての規定は民法中にはない。明治期以降の家族法に関する学説(内縁準婚論)と判例によって確立してきたものである。

いわゆる内縁は、婚姻の届出を欠くがゆえに、法律上の婚姻ということではできないが、男女が相協力して夫婦としての生活を営む結合であるという点においては、婚姻関係と異なるものではなく、これを婚姻に準ずる関係ということを防げない(最高裁判所 1958年4月11日)

「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を「配偶者」としてあつかうと明示する法律もある(たとえば健康保険法3条)。

婚姻届出制度の普及に時間がかかったため、明治～昭和初期までは、婚姻届を出さない夫婦が多かった。

現在は、届出をしない夫婦は非常に少ない。正確な統計はないが、1999年の「第1回全国家族調査」(日本家族社会学会, 2000, p. 59, 125)によると、夫婦の「姓」が別であるケースは0.5%程度である。

3.2 結婚にともなう権利と義務

- 貞操の義務
- 生活保持義務(X-4, XI-1, XI-5)
- 対外的な連帯責任
- 子供の嫡出推定と共同親権
- 権利の代理行使
- 相続権

これらのほとんどは、別の方法で実現することができる: 個別に契約を結ぶ/財産を共同名義で登記する/子供の認知、養子縁組/後見人/遺言など。ただし、非常に煩雑である。結婚とは、簡単な手続きによってこれらをまとめて実現するセット・メニューのようなもの。

生活保持の義務とは:

婚姻法上所謂扶養の義務は〔……〕実に婚姻関係の核心的事実とも云うべきものである。同居、貞操等の義務とともに同一物の一面をなし、之等のものがあって初めて之を婚姻関係と云い得るが如きものである。民法第790条は簡単に「夫婦ハ互ニ扶養ヲ為ス義務ヲ負フ」と云って居るに止まるけれども、若し之が履行されなかったら、その時には婚姻の実質は既に亡んで居るときさへ言っても宜しいのである。〔……〕「生活保持の義務」は、最後の一片の肉、一粒の米までをも分け食らふべき義務であり、他者の生活を「扶け助くる」に非ずして、之を自からの生活として保持するものである。(中川, 1976, pp. 192, 195)

3.3 夫婦の財産関係

夫婦間の財産関係については、「夫婦財産契約」(民法755-759条)を結ぶことができる。この契約は、婚姻前に登記しておかなければならず、また婚姻後には変更できない。実際の契約数はきわめて少ない。夫婦財産契約がなければ、夫婦の財産関係は民法762条にしたがう(法定財産制)。

特有財産: 夫婦それぞれが婚姻前から持っていた財産と、婚姻中に自分の名義でえた財産

共有財産: 夫婦のどちらに帰属するかがあきらかでない財産

実際には、夫婦が協力してえた財産(特に不動産)については、一方の名義になっていても、共有財産(あるいは潜在的な持ち分がある)とみなす判例が確立している(XI-1, XI-2)。

→ 離婚の際の財産分与(次々回)

3.4 子供の嫡出推定と認知

→ 次回

4 同性愛者の「結婚」

現在の日本の制度では、結婚は異性同士の組み合わせに限られている。法文上の規定はないが、事実上、同性同士の婚姻届は受理されない。また、「内縁」とみなされることもない。

→ 異性愛同士のカップルとの格差(XIV-2)

5 参考文献

- 中川善之助(1976)「親族的扶養義務の本質」(中川善之助 人と学問)『法学セミナー』253, pp. 190-207. (初出(1928)『法学新報』38(6))
- 日本家族社会学会(2000)『家族についての全国調査(NFR98) No. 1』日本家族社会学会全国家族調査研究会.
- 棚村政行(2006)『結婚の法律学』(第2版)有斐閣.
- 利谷信義(2009)『家族の法』(第3版)有斐閣.
- 湯沢雅彦・宮本みち子(2008)『新版 データで読む家族問題』日本放送出版協会.

第3講(補遺) 法律情報の調べかた (5/11)

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[今回のテーマ] 法制度に関する情報の集めかたを理解する

1 探す対象

- (1) 法律の条文や立法・改正の経緯
- (2) 判例
- (3) 法解釈や判例に関する学説

2 法律そのもの

法律の名称と略称、法令番号について

例: 育児・介護休業法 = 1991年に「育児休業等に関する法律」(1991年法律第76号)として成立、5月15日に公布

改正法の仕組み → 「〇〇を改正する法律」によるパッチワーク

例: 「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」(1995年法律第107号) → 題名を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に変更(1995年6月9日)

改正法を「溶け込ませた」形の最新の条文が提供されている

- 法務省『現行日本法規』(ぎょうせい)
- 衆議院・参議院『現行法規総覧』(第一法規)
- 六法全書
- 法令データ提供システム(総務省) <<http://law.e-gov.go.jp/>>

立法・改正の経緯

- 日本法令索引(国立国会図書館) <<http://hourei.ndl.go.jp/>>

3 判例

- 判例の原本は判決文そのもの → 各裁判所に保管
- 主要な判決を編集したものが公式判例集として刊行されている → 最高裁判所『民事裁判例集』など
- 主要な判決の抜粋を掲載する「判例誌」と呼ばれる雑誌がある → 『判例時報』『判例タイムズ』
- 法学の雑誌・書籍などには、判例の評釈や解説が多数掲載されている

4 学説

法律を解釈・適用するにあたってどのような考えかたが使われているか。

- その分野の入門書・概説書で、主要な考えかたとその変遷をおさえておく
- 判例評釈は、過去の判例も踏まえて学説の動向をまとめてあることが多い

法学関連の文章では、判例や学説についての解説と著者個人の意見とが分離していないことが多いので、注意して読むこと。

5 宿題

借家法7条の2(教科書 p. 158 欄外 注1)について、つぎのことをA4用紙一枚にまとめ、次回提出

- (1) 条文
- (2) この規定はどのような内容かを自分のことばで説明
- (3) この規定は現在の法律ではどのようなあつかいになっているか
- (4) これらの情報をどうやって調べたか

6 参考文献

- いしかわまりこ・藤井康子・村井のり子・指宿信(2008)『リーガル・リサーチ』(第3版)日本評論社.
- 水野紀子・大村敦志・窪田充見(編)(2008)『家族法判例百選 第7版』(別冊ジュリスト 193)有斐閣.
- 齊藤正彰(n.d.)「法律の一生と調査の要諦」<<http://www.ipc.hokusei.ac.jp/~z00199/lrc03.html>> 2010年5月11日閲覧.
- 利谷信義(2009)『家族の法』(第3版)有斐閣.

第4講 家族の法 (2): 親子関係 (5/18)

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[今回のテーマ] 親子関係に関する法律の仕組みを理解する

1 前回宿題と課題について

1.1 宿題

借家法 (1921年法律第50号) 7条の2:

居住ノ用ニ供スル建物ノ賃借人ガ相続人ナクシテ死亡シタル場合ニ於テ其ノ当時婚姻又ハ縁組ノ届出ヲ為ササルモ賃借人ト事実上夫婦又ハ親子ト同様ノ関係ニ在リタル同居者アルトキハ其ノ者ハ賃借人ノ権利義務ヲ承継ス 但シ相続人ナクシテ死亡シタルコトヲ知りタル後1月内ニ賃借人ニ対シ反対ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ2 前項本文ノ場合ニ於テハ建物ノ賃貸借関係ニ基キ生ジタル債権又ハ債務ハ同項ノ規定ニ依リ賃借人ノ権利義務ヲ承継シタル者ニ帰属ス (「法庫」 <<http://www.houko.com/00/01/T10/050.HTM>> 2010年5月18日閲覧)

この条文は「借地法等の一部を改正する法律」(1966年法律第93号)によって新設された。

第七条ノ二の規定の新設は、居住用の建物の賃借人が相続人なくして死亡した場合に、現行法では借家権が消滅し、同居の内縁の夫婦または事実上の養親子の関係にある者でも立のかざるを得ないこととなりますので、これらの者の居住権を保護いたしますため、反対の意思表示をしない限り、これらの者が借家権及びその借家関係により生じました債権債務を承継するものとしたしました。(第51回国会 衆議院法務委員会 第21号 (1966年3月31日)での石井法務大臣による提案理由説明。国立国会図書館「日本法令索引」 <<http://hourei.ndl.go.jp/>>の会議録一覧による。2010年5月18日閲覧)

借家法は「借地借家法」(1991年法律第90号)によって廃止された(ただしそれ以前の契約について一部効力がのこっている(借地借家法 附則))。現在は借地借家法 36条に同様の条文がある

1.2 授業時間内課題についてコメント

「同じ姓を名乗る」義務があるか?

結婚と同様の権利/義務を契約で実現できるなら、結婚制度の存在意義はどこにあるのか?

- 取引費用 (transaction cost) の問題
- 人身売買・奴隷制・売買春との区別
- 子供の権利保護

参考: 民法 90条「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする」

2 現代日本社会における親子関係

法律上、親子関係は実親子と養親子に分かれる。

- 実親子関係 (parent/child by blood)……子供の出生によって発生
- 養親子関係 (adoption)……養子縁組によって発生

実親子関係は、いったん確定したあとは、親の婚姻・離婚によっては変化しない。また、養子縁組をおこなっても、実親子関係はなくなる(「特別養子」の場合を除く)

3 実親子関係

実親子関係は、子供の出生によって生じる。→ 出生届、出生証明書
母親との関係は、出産によって確定する

一方、父親との関係は:

婚姻中に妊娠した子供は夫の子供(嫡出子)と推定される = 嫡出性 (legitimacy) の推定

- 具体的には、婚姻の成立から200日後、解消(離婚・死別)から300日以内(民法 772条)
- 夫は1年以内に否認の訴えを起こすことができる(民法 774-778条)

それ以外の場合、父親による「認知」(affiliate)が必要

- 母との婚姻後に父が出生届を出した場合(戸籍法 62条)
- 父が「認知届」を出した場合(戸籍法 60条)
- 子供(または代理人)は認知の訴えを起こすことができる(民法 787条)
- 子供あるいは利害関係者は、認知の無効の訴えを起こすことができる(民法 786条)

嫡出子/非嫡出子と戸籍

- 婚姻している(いた)夫婦を父母とする子供を「嫡出子」という。認知後に婚姻した場合や婚姻中に認知した場合をふくむ。
- 嫡出子以外の子供を「嫡出でない子」(非嫡出子)という。父が認知している場合とそうでない場合がある。
- 子供は、出生届の時点で、母または父が筆頭者になっていれば、その戸籍に記載される。そうでない場合は、親子だけの新たな戸籍がつくられる。
- かつては戸籍上(および住民基本台帳)の続柄の記載で、嫡出かそうでないかがわかるようになっていた。現在は、嫡出/非嫡出に関わらず「長女」「長男」などと記載されている。

4 養親子関係

「養子縁組」(adoption)……血縁上の親子関係がない者同士の間、法律上の親子関係を擬制する制度。
養子縁組の条件

- 養親は成人でなければならない
- 養子は養親より年長であってはならない
- 尊属を養子にすることはできない
- 未成年者あるいは被後見人を養子にするには家庭裁判所の許可が必要

現代日本社会における養子縁組の大部分は、成人を養子とするものである。
養子縁組は、「離縁」によって解消できる → 次回

特別養子縁組: 実方の血族との親族関係を終了させ、養親子間に実親子と同様の親子関係を法律上発生させる制度 (民法 817条の2-11: 1987年新設)。

- 6歳未満の子供で、父母による養育が困難な特別な事情がある場合
- 従前の父母の同意が必要 (虐待が行われている場合などを除く)
- 養親は25歳以上で有配偶でなければならない
- 家庭裁判所の審判によって成立する
- 実の親子関係とそれに基づく親族関係は、これによって終了する

5 親権

「親権」(custody)……未成年の子供の扶養・教育・財産管理をおこなう義務と権利 (民法 818条)。

→ 居所指定権・懲戒権・職業許可権・財産管理権・代表権 (民法 820-824条)

- 父母が親権者になる。養子縁組がおこなわれた場合は、養親が優先
- 父母が婚姻していれば、共同で親権をおこなう
- 離婚するときは、未成年の子供の親権者を決めなければならない。
- 子供の養育・扶養の義務は、親権者でない親にもある (ただし親権者の方が優先される) → 生活保持義務
- 親権者は、家庭裁判所の許可を得て、親権を辞することができる。
- 親権が濫用された場合、家庭裁判所は親権の喪失を宣告できる。

第5講 家族の法 (3): 離婚・離縁・相続 (5/25)

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[今回のテーマ] 親族関係の解消に関する法律の仕組みを理解する

1 中間試験について

6/8 に中間試験をおこないます。

- 何でも持ち込み可
- 試験範囲は、6/1 の授業内容まで
- 試験終了後は通常の授業をおこないます

2 今回の課題

離婚をおこなう主要な3つの方法を説明したうえで、現行の離婚制度の問題点を指摘せよ

- 課題用紙の回答欄のすくなくとも左半分を埋めること
- きちんとした文章のかたちに仕上げる
- 教科書の参照箇所: XI-2, VII-7, VII-8, VIII-4, VIII-5, XI-4 など

3 離婚 (divorce)

婚姻は、一方の死亡または「離婚」によって解消する。

離婚の方法には、夫婦の合意で「離婚届」を提出する協議離婚、家庭裁判所での「調停」、家庭裁判所に訴訟を起こす場合の3種類がある。ただし、訴訟を起こすには、その前に調停をおこなわなければならない(「調停前置主義」)。年間の離婚件数の約9割が協議離婚、約9%が調停離婚である(人口動態統計2007)。

未成年の子供がいる場合、夫婦のどちらが親権をおこなうかも離婚手続きのなかで決める(民法766条)。財産分与などの経済的な給付(離婚給付)については、離婚と同時に決めてもよいし、離婚成立後にあらためて決めてもよい。夫婦のうち、筆頭者でないほうが元の戸籍に戻るか、新しい戸籍がつくられる(その場合の氏は元の戸籍とおなじになる:「復氏」)。ただし、3ヶ月以内に届け出ることによって、婚姻中の氏を称することができるようになる(「婚氏続称」)。子供の戸籍は、婚姻中と同じ。

3.1 協議離婚

夫婦は、その協議で、離婚をすることができる(民法763条)

具体的な手続きは、「離婚届」を役所に提出すればよい。夫婦間に合意があり、書類に不備がなければ、それで離婚が成立する。ただし、未成年の子供については、夫婦のどちらが親権をおこなうかを決めなければならない。

離婚届を勝手に出されるのを防ぐため、「不受理申出」をおこなっておくことができる。

3.2 調停と審判

夫婦の一方(または双方)は家庭裁判所に「調停」を申し立てることができる。裁判官1名と調停委員2名(男女)が調整して、離婚が回避不可能な状態かどうか、離婚するならどのような条件にするかを決める。夫婦が離婚することに合意すれば、それで離婚が成立する。

夫婦が合意しない場合でも、「審判」によって離婚を命じることができる(家事審判法24条)。これにたいして、当事者は2週間以内に異議を申し立てることができる。異議を申し立てると、審判は無効になる(家事審判法25条)。

3.3 裁判離婚

調停によって離婚が成立しなかったときは、夫婦の一方は、家庭裁判所に離婚の訴訟を提起することができる。

夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる(民法770条)。

- (1) 配偶者に不貞な行為があったとき。
- (2) 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
- (3) 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき。
- (4) 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
- (5) その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

裁判所による判決に対しては、高等裁判所への控訴、最高裁判所への上告ができる。

なお、裁判途中で被告が原告の請求をそのまま「認諾」する場合、あるいは「和解」がおこなわれる場合がある。かつては、このような場合にも、当事者があらためて離婚届を提出しなければ離婚が成立しなかった。このようなケースは協議離婚としてあつかわれていた。2003年成立の人事訴訟法(2004年施行)によって、認諾と和解の手続きがそのまま離婚を確定させる効力を持つことになった。現在では、統計上も、「認諾」「和解」による離婚をそれぞれ独立のカテゴリーとしてあつかうようになっている。

離婚が認められる理由は上記のように漠然としたものである。個々の裁判において、それぞれの夫婦の事情を考慮しながら判決が下されてきたため、基準は必ずしも一貫していない。特に、第5項の「婚姻を継続し難い重大な事由」に何をふくめるかについては、判決によってかなりの幅がある。特に、夫婦関係が実質的に破綻している場合、その原因をつくった側からの離婚の請求を認めるかが問題になる。

裁判所は、婚姻の破綻について責任のある側(有責配偶者)からの離婚請求を認めない立場をながらくとってきた。

上告人さえ情婦との関係を解消し、よき夫として被上告人のもとに帰り来るならば、何時でも夫婦関係は円満に継続し得べき筈である、即ち上告人の意思如何にかかることであつて、かくの如きは未だ以前記法条にいう「婚姻を継続し難い重大な事由」に該当するものということとは出来ない。〔……〕結局上告人が勝手に情婦を持ち、その為め最早被上告人とは同棲出来ないから、これを追い出すということに帰着するのであつて、もしかかる請求が是認されるならば、被上告人は全く俗にいう踏んだり蹴たりである。法はかくの如き不徳義勝手気儘を許すものではない。(1952年2月19日 最高裁判所判決: 夫の浮気によって婚姻関係継続が困難になったケース)

有責配偶者からの請求であっても、実質的に婚姻が破綻していることを理由に離婚を認める立場を「破綻主義」(no-fault divorce)と呼ぶ。下記の最高裁判所の判例では、きびしい限定をつけた上で有責配偶者からの離婚請求を認めた。このような立場を特に「消極的破綻主義」と呼ぶことがある。

夫婦としての共同生活の実体を欠くようになり、その回復の見込みが全くない状態に至つた場合には、当該婚姻は、もはや社会生活上の実質的基礎を失つているものというべきであり、〔……〕〔……〕夫婦の別居が両当事者の年齢及び同居期間との対比において相当の長期間に及び、その間に未成熟の子が存在しない場合には、相手方配偶者が離婚により精神的・社会的・経済的に極めて苛酷な状態におかれる等離婚請求を認容することが著しく社会正義に反するといえるような特段の事情の認められない限り、当該請求は、有責配偶者からの請求であるとの一事をもつて許されないとすることはできないものと解するのが相当である。(1987年9月2日 最高裁判所判決: 36年間別居し、未成熟子がいないケース)

3.4 離婚給付

離婚をした者の一方は、相手方に対して「財産分与」を請求することができる(民法768条, 771条)。離婚後に請求してもよい。実際には、離婚時にまとめて処理してしまうことが多い。

財産分与の目的や根拠について、法律は何も規定しない。しかし、学説・判例上、婚姻中に得た財産の清算と、離婚後の生活に関する扶養(または補償)のふたつの側面をふくむとされている。

分与額の決めかたについても法律上の規定はない。現在では、財産の清算については、特別の事情がないかぎり半分ずつとする基準が定着してきている。扶養／補償については、離婚後の生活が困窮しそうな場合の最低限の生活保障だけでよいとする立場から、婚姻中の分業によって職業上の地位に差が生じたことについて公平に調整すべきだとする立場まで、かなりの幅がある。また、分与の対象となる「財産」の範囲もひろがってきている(退職金、年金、職業資格、ブランド、稼得能力など)。

そのほか、離婚の原因について一方に責任があるとして、「慰籍料」を請求する場合がある。これを財産分与にふくめる説と、別物であるとする説がある。慰籍料と財産分与の両方をふくめて、離婚の際におこなわれる経済的な給付の全体を「離婚給付」と呼ぶ。また、婚姻中の費用負担などについての清算、子供の養育にかかる費用の請求も同時におこなわれることがある。

3.5 親権と養育義務

未成年の子供がいる場合、離婚後にその子供の親権をどちらがおこなうかを決めなければならない。かつては夫が親権をおこなうケースが多かったが、1960年代後半に逆転し、現在では妻がおこなうケースが

8割を占める。裁判で親権を決める場合には、子供の福祉が最優先とされる。具体的な基準としては、生育環境の継続性、子供の意思、母性優先など。

親権をおこなわない場合も、親子関係がなくなるわけではない。したがって、子供に会ったり文通したりする権利(面接交渉権)があるとされている。また、子供の養育の義務も残る。特に、経済的な側面から子供の生活費(いわゆる「養育費」)を負担する義務があるが、実際には離婚の際に養育費の取り決めをおこなわないケースが多く、また取り決めがあってもきちんと支払われないままになってしまうこともある。

3.6 内縁・事実婚の解消

内縁・事実婚の解消について、法律上の規定はない。特に届出等を必要とせず、共同生活がなくなったときに解消したとみなされる。実務上は、法律上の婚姻とできるかぎり同様にあつかうべきとされており(内縁準婚姻論)、財産の分与などを請求することができる。

4 離縁

養子縁組は、「離縁」によって解消できる(民法811, 814条)。ただし特別養子を除く。離縁の手続きは、離婚とほぼ同等。[教科書 p. 163]

養子・養親が死亡した後も離縁の手続きをとることができる。養子縁組を通じての血族関係を終了させたいときに使う。

5 相続

人が死亡した場合、財産は相続(inheritance)の対象となる。[教科書 XI-6]

5.1 遺言相続

遺言によって相続財産の行き先を決めることができる。ただし、遺言は一定の形式を備えていなければ無効(民法960条)なので、注意。

遺言がある場合でも、兄弟姉妹以外の法定相続人(次項参照)は、財産全体の1/3～1/2を自分(たち)が相続する「遺留分」として請求できる。

5.2 法定相続

遺言がない場合、民法の規定にしたがって「法定相続」がおこなわれる

- 配偶者と子供の間で1/2ずつ
- または配偶者2/3：親1/3
- または配偶者3/4：兄弟姉妹1/4

これらの人々を「法定相続人」とよぶ。法定相続人が死亡している場合、その直系卑属が法定相続人となる。同順位の相続人が複数いる場合は、その間で均等に分ける。ただし、非嫡出子は嫡出子の半分、異母／異父の兄弟姉妹は父母の両方を共通とする兄弟姉妹の半分の相続分となる(民法900条)。前者については、出生に基づく差別であつて憲法14条違反だという説が有力だが、判例では、立法の裁量の範囲内で合憲とされている(2003年3月31日 最高裁判所判決)。

相続分の原則は以上のとおりであるが、これに「特別受益分」を差し引いて「寄与分」を加えた額が計算される。「特別受益分」とは、法定相続人が、相続される人の生前に(または遺言によって)うけた贈与をいう。「寄与分」とは、相続の対象となる財産のうち、相続人の寄与によって形成された部分をいう。

第6講 人口と家族 (1): 人口学の考えかた (6/1)

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[今回のテーマ] 人口学の基礎的な概念を理解する

1 前回課題について

離婚制度そのものの問題点

- 協議離婚の手続きが容易すぎる?
- 裁判で離婚を認める基準の不透明性

離婚にともなう問題

- 結婚生活にともなう不可逆な変化 ……子供、職業、財産……
- 親権、養育費、面接交渉権などの問題
- 離婚給付 (財産分与、慰籍料)
- 再婚した場合の状況の変化

2 今回の課題

別紙の「人口ピラミッド」からどんな特徴が読みとれるか。全体的な形状のほか、特に A~D の部分に注目して説明すること。

3 人口学とは

「人口」(population): ある属性 (たとえば居住地・年齢・性別など) に該当する人間の数

人口について研究する学問を「人口学」と呼ぶ。狭い意味では、人口やその変動をとらえるための理論をあつかう「形式人口学」(formal demography) だけを「人口学」と呼び、人口に関わる具体的な諸問題をあつかう「人口研究」(population studies) と区別することができる。

- 人口静態……ある一時点における人口の状態
- 人口動態……ある一定期間における人口変動要因 (出生・死亡・移動など)

4 人口ピラミッド

ある時点での人口を、左が男性、右が女性、下が若年、上が高年齢になるようにして、グラフにあらわしたもの。年齢構造の特徴をひと目で把握できる。

現代日本では、どの年齢層が多く、どの年齢層が少ないか?

- 年齢3区分: (0-14歳; 15-64歳; 65歳以上) → 年少人口係数、老年人口係数 (高齢化率)、従属人口指数など

5 人口動態

5.1 人口方程式 (demographic equation)

$$\begin{aligned} \text{人口増加} &= \text{自然増加} + \text{社会増加} \\ &= (\text{出生} - \text{死亡}) + (\text{流入} - \text{流出}) \end{aligned}$$

現代日本社会では、国際移動による増減はあまりない。日本全体の人口の変動は、ほぼ自然増加で決まると考えてよい。すなわち、出生数と死亡数の差である。

5.2 コーホート観察と期間観察

出生コーホート (birth cohort)……おなじ年に生まれた人々を指す。単に「コーホート」と呼ばれることも多い

※ 「コーホート」とは、おなじ時期におなじ出来事を経験した人々の集団をいう。

- コーホート観察 …… ある年に生まれた人たちのその後の動向を観察していくこと。
- 期間 (period) 観察 …… 一時点 (あるいは一定期間) における状態を観察すること。

5.3 年齢構造の影響

人口に関するさまざまな属性の中でも、年齢は特別に重要な位置を占める。出生・死亡などの発生確率は年齢によっておおきくちがう。このため、年齢構造が変化すると、人口比でみた出生率や死亡率が変化する。この変化を除くためにさまざまな指標が考案されている。

- 平均寿命 …… 出生から死亡までの期間の長さの平均を求める
- 合計 (特殊) 出生率 …… 各年齢に1人ずつしかいない社会を仮定して出生数を求める

これらは、年齢別出生数や「生存数曲線」のグラフにおいてどのように表現できるか?

6 人口転換

人口は、かなりダイナミックに変動する

- 等比数列的な増加・減少
- 年齢構造の変動

特に、近代化にともなっては、死亡率が低下し、ついで出生率が下がる。この結果として、近代社会は、

多産多死 → 多産少死 → 少産少死

という変化を経験する。日本社会では、1920年代～1950年代ごろ。

7 文献

- 和田光平 (2006) 『Excel で学ぶ人口統計学』オーム社.
- 京極高宣・高橋重郷 (編) (2008) 『日本の人口減少社会を読み解く: 最新データからみる少子高齢化』中央法規出版.

第7講 人口と家族 (2): 結婚と出生 (6/15)

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[今回のテーマ] 出生に関する人口指標

1 復習

- 年齢の3区分と比率
- 「コーホート」とは
- 年齢構造と死亡率・出生率

2 出生力 (fertility)

個人あるいはその集合体としての人口が産み出す出生の水準。

※ 同様の用語として、「死力」「婚姻力」などがある

出生力を具体的に測定したものが各種の出生の指標 (普通出生率、総出生率、合計出生率など) である。

「合計出生率」(total fertility rate):

期間観察とコーホート観察のちがい

「完結出生児数」とは:

「完結出生力」とは:

「人口置換水準」とは:

第1次ベビーブームのコーホート (団塊の世代) とその子供のコーホート (1970年代前半出生) の出生力のちがい

3 婚姻と出生

現代日本社会では、婚姻外の出生 (非嫡出子) はきわめて少ない。

- 法律上の婚姻が出生の事実上の前提になっていると考えることが多い
- 婚姻内出生力 (有配偶者に限定して計算される)
- 有配偶者に限定した完結出生児数

4 未婚化・晩婚化

1960年以降の女性の未婚率の上昇と1980年以降の男性の未婚率の上昇 (教科書 p. 88)

生涯未婚率とは:

「平均初婚年齢」には2種類ある。

- 人口動態統計に基づくもの: その年に婚姻届を出した初婚夫婦のそれぞれの年齢の平均値
- SMAM (singulate mean age at first marriage): 未婚でいる期間の平均値。人口動態統計 (日本では国勢調査) の年齢別未婚率を使い、平均寿命と同様の方法で計算する。ただし、生涯 (ふつう50歳まで) 未婚の人口を除いて計算する。

未婚化と出生力低下の関係ははっきりしない (コーホート観察のむずかしさ)。すくなくとも半分くらいは結婚の遅れが原因か?

5 宿題

附属図書館 (経済統計コーナーと2号館) 所蔵の報告書からつぎのことを調べる

「国勢調査」について:

2000年の人口ピラミッド (1歳刻み) を書くためのデータ

「人口動態統計」について:

2000年の合計出生率 (1歳刻みの年齢別出生率を分子とする) を計算するためのデータ

それぞれのデータについて、つぎのことをまとめる

- どの報告書のどの表をみればよいか (表番号とタイトル)。
- データはどのようにして収集・集計されているか。特に、国籍のちがいはどのように処理されているか。

6 文献

- 和田光平 (2006) 『Excelで学ぶ人口統計学』オーム社。
- 京極高宣・高橋重郷 (編) (2008) 『日本の人口減少社会を読み解く: 最新データからみる少子高齢化』中央法規出版。

第8講 人口と家族 (3): ライフサイクルの変化 (6/29)

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[今回のテーマ] 近年のライフサイクルの変化

1 前回宿題について

1.1 「国勢調査」について

「国勢調査」は、日本に常住する者全員を対象とした調査。西暦年で5の倍数の年におこなわれる。世帯単位で記入するマークシートの調査票で情報を収集している。

男女別1歳刻みの人口の2000年のデータは、総務省統計局(2001)『平成12年国勢調査報告 第2巻 その1 全国編』第3表にある。『平成12年国勢調査最終報告書 日本の人口 資料編』第16表をみてもよい。

1.2 「人口動態統計」について

政府に提出される各種の届出(出生届、死亡届、転出・転入届、出入国管理、婚姻届、離婚届……)にもとづいて集計・公表される。官庁の日常的な業務のなかで出てくるデータを集計したものなので、「業務統計」と呼ばれ、統計のために調査をおこなう「調査統計」と区別される。

母親の年齢(1歳刻み)別の出生数のデータは、厚生労働省『平成12年度人口動態統計 中巻』第7表からわかる。ただし、分母にあたる年齢別女性人口のデータが『人口動態統計』中には出ていない(上巻巻末の「基礎人口」には5年刻みのデータしかない)。→国立社会保障・人口問題研究所(2001)『人口問題研究』57(4), p. 72の表4がいちばん正確な資料のようである(別紙)。

1.3 国籍のあつかい

「国勢調査」は、国籍にかかわらず「日本に常住する者」全員を対象とした調査であり、基本的には全員分の人口データが集計されている。特に必要がある場合には、「外国人」と「日本人」を別に集計した表もある。

これに対して、「人口動態統計」で計算されている各種の人口指標は、「日本に居住する日本人」についてのものである。公表される『人口動態統計』は、最近3巻セットになっており、外国人のデータは下巻にまとめられている。

2 今回の課題

1970年代以前の日本人はなぜ高い確率で結婚していたのか。教科書などを参考にして、現在の日本社会とのちがいについて考察せよ。

参考になりそうな章: I章(3), III章(4,5,7,10,12), IV章(1), V章(6), VI章(1-4)

3 結婚をめぐる規範

- 慣習としての結婚
- 婚姻外性関係の禁止

4 イエ制度のもとでの結婚

- 「イエ」同士の結合としての結婚
- 結婚を決めるのは誰か?
- 見合い結婚から恋愛結婚へ

5 個人の合理的意思決定としての結婚

結婚することのメリットは何か? → 家族の経済学

- 結婚以外ではできない(やりにくい)活動
- 規模の利益
- 分業の利益

6 結婚と生活保障システム

- 「イエ」を単位とした家族的経営による生活保障の崩壊
- 正規雇用(家族賃金)と核家族を軸とする生活保障システム
- 性別分業と労働市場における性差別

7 ライフサイクルとライフコース

7.1 基本的な用語

下記の出典は、いずれも、森岡清美・塩原勉・本間康平編(1993)『新社会学辞典』有斐閣。

ライフサイクル (life cycle): 生命をもつものの一生の生活にみられる規則的な推移

ライフステージ (life stage): 人間一生の発達過程に認められる諸段階

ライフコース (life course): 年齢別に分化した役割と出来事を経つつ個人がたどる生涯の道

人間は、さまざまな領域での活動に参加したり退出したりする。また、それぞれの領域でさまざまな地位(status)や役割(role)を獲得したり喪失したりする。このような、活動領域と地位・役割の変化がライフステージの移行をもたらす。

7.2 年齢と出来事

- 就学年齢……
- 雇用可能年齢……
- 婚姻可能年齢……
- 成人……
- 定年……
- 年金受給年齢……

そのほか、人生にはさまざまな重要な出来事 (event) がある。たとえば、学校卒業、子供の誕生、親の死……など。

これらの出来事の実験年齢や順序には、社会的な標準が存在する。また規範 (norm) によって強く統制されている場合がある。

一方で、人によって置かれている状況が違う。また個人が選択できる幅も大きいため、個人差が著しい。

- その社会の標準的な出来事経験に注目する立場 → ライフサイクル論
- 個人の選択によって人生が変化していくことに注目する立場 → ライフコース論

第9講 家族の経済学 (7/6)

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[今回のテーマ] 経済学的な観点から家族と労働を把握する

1 今後の予定について

- 7/20 期末試験 (範囲は中間試験以降。持ち込み可)
- 7/20 毎回の「授業時間内課題」をまとめて提出 (下記)
- 7/27 「授業時間内仮題」返却

これまでの「授業時間内課題」をまとめて、7/20 に提出。日付順にならべて表紙 (来週配布) をつけ、上端を綴じること。現在の観点からみて内容を修正したい場合は、緑以外の色ペンで修正する。または、新たに A4 判の用紙を用意して修正内容を書き、いっしょに綴じてもよい。

2 今回の課題

別紙の生活時間の表をみて、どのような特徴があるかを把握し、その背後にある原因について論じる。

3 「家族の経済学」の枠組

伝統的な経済学は、「家計」(household) を単一の行為者としてあつかい、そのなかのメンバーの行動をほとんどあつかってこなかった (cf. 「企業」)。これに対して、生産・分配をおこなう集団としての家族の経済学的研究がおこなわれるようになったのは、最近の話である (Becker, 1965)。

→ 家族の構成員が単一の「効用関数」(utility function) を持ち、より高い効用の実現に向けて資源を分配し、生産をおこなう。

1980 年代に入って、ゲーム論 (game theory) を応用した家族研究がおこなわれるようになった。

→ 家族の構成員が別々の「効用関数」を持ち、利己的に行動する。

「家族」であることの (現代における) 特徴は?

- 少人数 (→ 夫婦間のゲームとしてあつかわれることが多い)
- 利他性の規範 (altruism) (平等な分配、あるいは必要に応じた分配が実現しやすい)
- 非契約制 (→ 非協力ゲーム)
- 民法の強行規定

- 不可視性
- 性別に基づく paid/unpaid work の間の分業

これらは、「近代家族」(modern family) の特徴と大きく重なる (教科書 p. 22)。

4 2種類の「労働」

経済学の理論においては、生産に投入されて交換可能な付加価値を生み出す活動を「労働」(work)、それ以外の活動を「余暇」(leisure) と呼ぶ。しかし、実証的な研究においては、企業でおこなわれる労働だけが「労働」としてあつかわれてきた。両者の食い違いにあたる部分を「アンペイド・ワーク」(unpaid work) と呼ぶ。

- Paid work …… 対価が支払われる労働
- Unpaid work …… 対価が支払われない労働

前者の典型的な例は雇用労働、後者の典型的な例が家事労働。各種の労働統計や経済統計 (GDP など) で集計されているのは前者のみである (ただし、国民経済計算体系 (System of National Account: SNA) における「サテライト勘定」のように、家事労働を測定する試みはある)。

自営業主やその家族従業者としての労働は、通常は paid work としてカウントされている。ただし、unpaid work との境界ははっきりしないことが多い。

5 性別役割分業

家族は通常 paid work で得られる賃金と、家のなかで行われる unpaid work の両方を必要とする。誰がどちらをどれくらい行うか、また需要の変動にどのように対処するか?

家族の間の「分業」(division of labor) はなぜ起きるのか?

- 人的資本 (知識や技能) のちがいがい → 各自の得意分野ができる
- 各自が得意分野に特化して分業し、成果を分配するのが全員にとって合理的

性別によって固定的に割り振られているのはなぜか?

- 生物学的特性
- 早期の社会化過程での人的資本形成
- 性別役割規範 (→ 経済的には合理的でない?)

6 文献

- Becker, G. S. (1965) “A theory of the allocation of time.” 『*Economic journal*』 75, pp. 493-517.
- 川口章 (2008) 『ジェンダー経済格差』勁草書房。
- 松信ひろみ (2008) 「夫婦間の勢力と4つの資本」渡辺深 (編) 『新しい経済社会学: 日本の経済現象の社会学的分析』上智大学出版, pp. 227-262.
- 田中重人 (2007) 「性別格差と平等政策」嵩さやか・田中重人 (編) 『ジェンダー法・政策研究叢書9 雇用・社会保障とジェンダー』東北大学出版会, pp. 217-238.
- 八代尚宏 (1993) 『結婚の経済学』二見書房。

第10講 家族変動 (7/13)

田中重人 (東北大学文学部准教授)

[今回のテーマ] 近代の家族変動と現代の家族の特徴

1 ライフステージによる生活時間の変動

前回提示した生活時間データからよみとれること

- 「1次活動」(睡眠・食事など)の時間はライフステージによっても性別によってもあまり変わらない
- 「3次活動」(余暇、スポーツ、テレビ視聴など)の時間はライフステージによって大きく変化する。そのパターンは男女でほぼ共通
- 仕事・家事時間の合計 (= 「2次活動」) は、ほぼ3次活動の変動パターンと共通
- 仕事・家事時間の比率は男女で大きく異なる (女性のほうが家事が長い)
- 女性の仕事・家事時間の比率がライフステージによって大きく変動するのに対して、男性には同様の変化は見られない

2 前近代から近代へ

近代化 (modernization)

- 政治面の変化: 国民国家; 民主化; 福祉国家
- 経済面の変化: 分業と市場経済の発達; 産業化; 雇用労働者化
- 生活様式の変化: 合理化; 都市化; 学校教育; 家族の機能縮小

3 近代家族とは

3.1 家族の機能縮小

近代以前の社会において家族が果たしてきた主要な機能としてはつぎのようなものがある。

- 家業の経営 ▼
- 扶養と safety net ▼
- 生活の協同 (居住・家計・家事)
- 生殖
- 子供の教育▼と社会化 (socialization)
- 親密な人間関係

近代化とともに、家族の機能は少なくなってきた (▼印のものが縮小)。この機能縮小の過程は、日本社会では、20世紀はじめごろから、都市部のサラリーマン層で進展した (教科書 p. 30)。日本社会全体にひろまるのは高度経済成長期 (1970年代ごろまでにほぼいきたる)。

3.2 近代家族

「近代家族」(modern family)の特徴 (教科書 p. 22) について、具体例をあげながら考察してみよう。

- 前近代ではどうだったか?
- 法学・経済学での家族のあつかいと対比

4 近代家族と家族問題

近代家族は、近代化に適応してできた合理性を持つ家族制度である。

- 産業化した社会のなかで「労働力の再生産」を担う集団
- 初期段階の子供の社会化
- 家族を単位とした生活保障システム

他方、この制度にはさまざまな問題もある。「家族問題」とされる現象のほとんどは、近代家族の特徴に関係している

- 市民社会の原理 (自由と平等) との齟齬: 特に性別役割分業と男女平等の関係 → 女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法
- 情緒的親密さと暴力のコントロール: ドメスティック・バイオレンスと虐待の問題
- 人口の再生産: 未婚化と少子化